

令和6年度 南城市商品券交付事業委託業務
仕様書

1. 業務目的

世界的な燃料高騰や物価高騰における家計負担や地域経済への影響を鑑み、市民の家計を支援するとともに、地域における消費を喚起し、多くの市民で地元事業者を応援することにより、地域経済の一層の振興を図るため市内店舗等で利用できる商品券を南城市の全市民に対し交付する。

2. 委託業務名称

令和6年度 南城市商品券交付事業委託業務

3. 業務期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで（予定）

4. 業務に係る金額

(1) 上限 ￥140,853,000円（税込）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ①商品券原資
- ②直接人件費
- ③事務局の設置
- ④交付対象宛名データの作成
- ⑤商品券等の発行、送付等
- ⑥商品券利用事業者の募集及び広報・周知等
- ⑦商品券の換金
- ⑧事業効果調査
- ⑨実績報告書の作成
- ⑩その他の業務（上記費目以外に必要な経費を含む）
- ⑪諸経費（一般管理費等）

※②～⑩の合計額の10%以内とする。

⑫消費税

※①を除く費用に関して10%を計上する。

(3) 積算に係る注意事項

- ① 業務執行に必要な経費について過不足なく計上する。
- ② 各積算項目の単価と内訳を記載する。
- ③ 人件費については従事日報等を作製し、管理する。
- ④ 備品購入は認めない。

5. 業務内容

(1) 事務局の設置

- 本業務の実施にあたり事務局を設置する。
また、コールセンターを設置し、市民や事業者への問い合わせに対応するとともに、様々な情報ツールを活用し、市民や事業者に本事業を案内しやすい体制を整える。
- 人員配置にあたっては、本業務を適切に実施できる人員を配置し、管理体制にも充分配慮する。

(2) 交付対象者宛名データの作成

- 南城市の住民基本台帳に登録のある全市民及び世帯の宛名データを南城市と連携して抽出、作成する。
- 宛名データ等の個人情報の取り扱いに関しては個人情報保護法並びに南城市個人情報保護条例を遵守し、情報セキュリティについても充分配慮する。

(3) 商品券等の発行、送付等

• 商品券の内容

名称	提案による
交付対象（予定）	令和6年4月1日における南城市の全市民（約47,000人）
給付額	市民一人当たり2,500円
商品券額面金額	提案による
発行総額（予定）	¥117,500,000円
利用期間	提案による
利用可能店舗	市内に事業所、店舗を有する事業者のうち、あらかじめ利用可能店舗として登録のあった店舗等
留意事項	①交付対象者数については、現時点での予定であり、実際の交付対象者については、本市と協議の上決定する。

• 商品券の仕様

発行総数（予定）	提案による
紙質	提案による
サイズ	提案による
色数	提案による
原稿	南城市商品券給付型であることが明確に他と区別できるデザインとする
偽造対策	複写防止等の偽造対策を施すこと
留意事項	①校正について、南城市らしい商品券のデザインを企画提案し、本市と必要な回数協議した上で決定すること。

	<p>②利用開始までに見本商品券を準備し、登録店舗へ配布すること。</p> <p>③発行総数については現時点での予定であり、実際の発行件数については本市と協議の上決定する。</p>
--	--

・商品券の交付

交付方法	提案による
送付物	提案による
封入方法	提案による
発送件数	世帯ごと、個人ごと等、提案による。
留意事項	<p>①郵送時不在や不在住等で市へ返戻があった商品券等に関して、本市と協議の上、直接交付等の方法で再送または再交付する。</p> <p>②DV避難世帯の対象者については、南城市と連携して避難先等に商品券等を交付する。</p> <p>③発送件数等については現時点での予定であり、実際の発送件数等については本市と協議の上決定する。</p>

(4) 商品券利用事業者の募集及び広報・周知等

- ・商品券利用可能店舗は市内に事業所、店舗等を有する事業者とする。
- ・市内事業者に対し、広く商品券利用事業者の募集を行う。
- ・応募のあった事業者を登録管理し、登録店舗用のステッカー、のぼり等を作成・配布し、登録事業者であることを視覚的に分かりやすい方法で表示させる。また、登録事業者に対し利用や換金方法等の案内、周知を説明会等の方法を活用して行う。
- ・商品券利用店舗については、チラシ・HP等を活用して市民へ十分周知を図る。
- ・事業者の募集、登録にあたっては、南城市商工会と意見交換等、連携して行う。

(5) 商品券の換金

- ・利用された商品券について、利用店舗等の事業者から提出があった利用済み商品券の額面の金額を直接または口座振替等の方法にて支払う。
- ・換金頻度については、事業者の利便性を考慮した回数と場所を設定する。
- ・換金済の商品券・商品券原資については、厳重に管理する。

(6) 事業効果調査

- ・本業務により募集・登録した事業者に対し、本業務に関するアンケート調査を実施する。
- ・商品券利用店舗の業種別利用状況、換金率等、事業終了後に本事業を検証しやすい集計調査を実施する。

(7) 実績報告書の作成

(1)～(6)に係る実績について、報告書を取りまとめ南城市へ提出する。

(8)その他の業務

(1)～(6)の業務以外に本事業実施にあたり有益な提案があればこれを提案する。

6. 実施方法

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を踏まえて行うこととし、その詳細については、事前調整を行うこと。

- (1) 実施に当たり、事業者の募集、登録や利用促進の取組み等について、南城市商工会と情報交換を行う等、十分な連携を図ること。
- (2) 商品券の利用率95%以上を目指す仕組みを提案すること。
- (3) 商品券利用店舗の設定にあたっては、小規模店舗を含めた地域全体での利用を促すような仕組みを提案すること。

7. 業務完了後の提出物等

① 事業報告書 電子ファイル 1部

※ 印刷・公表を前提とした内容及び体裁とすること。

※ 写真・図表等を用いるなど分かりやすい内容とし、冊子として印刷・製本可能な形式とすること。

② 業務実施により得られた成果物 一式

8. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況について適宜担当課へ報告を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た秘密、個人情報等について個人情報保護法の遵守など、適切な措置をとること。
- (3) 本業務の遂行により取得した著作権等の知的財産権は、南城市に帰属するものとする。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (4) 業務の包括的な再委託は行ってはならない。個別の業務の再委託については可能とするが、事前に市の上承を得なければならない。
- (5) 提案内容がそのまま採用されることを保障するものではなく、実施段階において提案内容及び予算を南城市と調整の上決定するものとする。

9. 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、南城市観光商工課と協議の上決定する。